

# 調理師免許をお持ちの皆様へ

飲食店などで働いている調理師の方は、調理師業務従事者届を提出しなければなりません。

近年、食の外部化とともに、高齢化が進展する社会にあつては、食の安全の確保や健康に配慮した食事の提供など、飲食店や給食施設において調理師の皆様の果たす役割は、大変大きくなってきております。

このため、調理師の就業状況の実態を明らかにし、調理師による地域住民や施設利用者の食生活向上のための取組を充実させていくことを目的として、飲食店や給食施設などで調理業務に従事している調理師の方は、2年に1度（偶数年度）届出をしなければなりません。（調理師法第5条の2）

## 1 届出対象者

令和2年12月31日現在、次の場所で調理の業務に従事している方（事務職、営業職のような調理以外の業務のみをしている方は届出の必要はありません。）

- ① 飲食店営業、そうざい製造業、魚介類販売業の許可を受けている店舗（勤め先の営業許可証で確認してください。）
- ② 寄宿舍、学校、病院、社会福祉施設、介護老人保健施設、矯正施設、事業所、その他の給食施設

## 2 届出用紙

- ①この用紙を中央で切り離した、「調理師業務従事者届」の様式に記入してください。（コピーして使っても結構です。）
- ②愛知県保健医療局生活衛生部生活衛生課のウェブページからダウンロードできます。

## 3 記入方法

- ①「1 業務に従事する場所」の1～11のいずれかの番号に○を付けてください。  
「所在地」「名称」は調理の業務に従事する場所の所在地・名称です。（ゴム印でも結構です。）  
2つ以上の場所で調理の業務に従事している方は、主に従事している場所で記入してください。
- ② この届出用紙1枚で3名まで記入できます。

## 4 提出先

- ①「業務に従事する場所」が名古屋市内の方は、県庁保健医療局生活衛生部生活衛生課へ提出してください。
- ②「業務に従事する場所」が名古屋市外の方は、所管の保健所へ提出してください。

## 5 提出方法

- ① 用紙を持参又は郵送する。（届出先一覧を参照してください。）
- ② 「電子申請・届出システム」  
([https://www.shinsei.e-aichi.jp/toppage-aichi-t/top/municipalitySelection\\_initDisplay.action](https://www.shinsei.e-aichi.jp/toppage-aichi-t/top/municipalitySelection_initDisplay.action))で登録もできます（裏面の利用方法を参照。稼働期間：令和2年12月31日～令和3年1月15日）  
なお、電子申請・届出システムを利用された場合は、用紙での届出は不要です。

## 6 提出期限

令和3年1月15日（金）（電子申請及び郵送は当日消印有効）です。

## 7 その他

次回の届出は、令和4年度です。

## 「あいち電子申請・届出システム」のご利用について

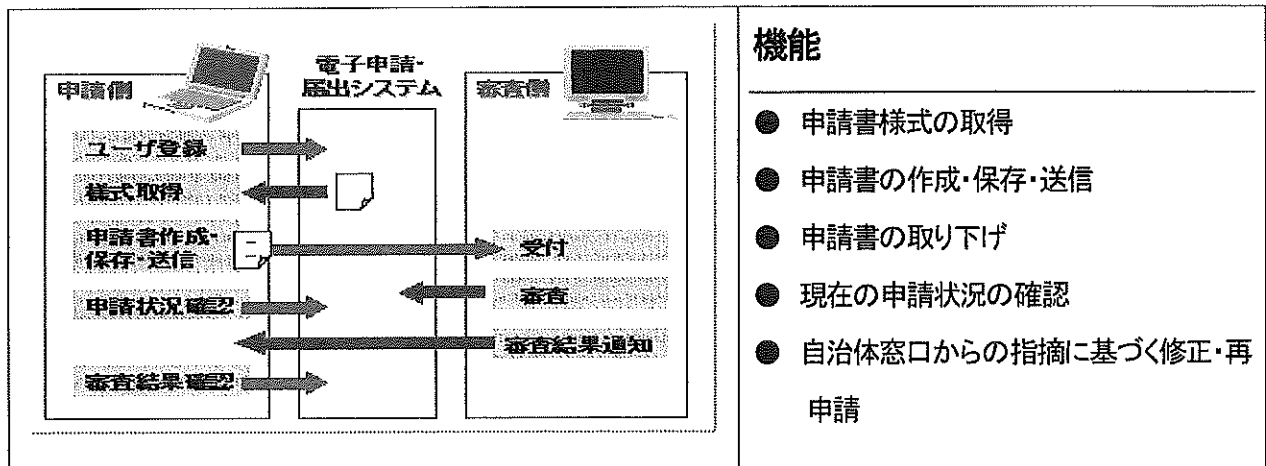
愛知県では、インターネットを利用した「電子申請・届出システム」により「調理師業務従事者届」の手続きを行うことができます。

### ■ ご利用について

- 1 「あいち電子申請・届出システム」を開きます。  
([https://www.shinsei.e-aichi.jp/toppage-aichi-t/top/municipalitySelection\\_initDisplay.action](https://www.shinsei.e-aichi.jp/toppage-aichi-t/top/municipalitySelection_initDisplay.action))
- 2 「愛知県」を選択し、「調理師業務従事者届」の手続き名を検索の上、届出を行ってください。
- 3 平成 27 年度に電子申請・届出システムが新しくなり、それ以前に利用者登録をさせていただいていたユーザーID 等は使用できません。なお、「調理師業務従事者届」については、利用者登録をせずに届出も可能です。他の ID 等が必要な申請等については、初回申請時に、利用者登録を行ってください。

### ■ 電子申請・届出システムの主な機能と特徴

電子申請・届出システムの主な機能と特徴は次のとおりです。(※届出等により、ユーザー登録が不要なものもあります。)



### 「あいち電子申請・届出システム」による届出先一覧

業務に従事する場所	届出先
名古屋市、豊橋市、岡崎市、豊田市	保健医療局生活衛生部生活衛生課
一宮市、稲沢市	一宮保健所
瀬戸市、尾張旭市、豊明市、日進市、長久手市、東郷町	瀬戸保健所
春日井市、小牧市	春日井保健所
犬山市、江南市、岩倉市、大口町、扶桑町	江南保健所
清須市、北名古屋市、豊山町	清須保健所
津島市、愛西市、弥富市、あま市、大治町、蟹江町、飛島村	津島保健所
半田市、阿久比町、東浦町、南知多町、美浜町、武豊町	半田保健所
常滑市、東海市、大府市、知多市	知多保健所
碧南市、刈谷市、高浜市、安城市、知立市、みよし市	衣浦東部保健所
西尾市、幸田町	西尾保健所
新城市、設楽町、東栄町、豊根村	新城保健所
豊川市、蒲郡市、田原市	豊川保健所

# 調理師業務従事者届

## 1 業務に従事する場所

1. 寄宿舍	4. 事業所	7. 矯正施設	10. そうざい製造業
2. 学校	5. 社会福祉施設	8. 飲食店営業	11. その他
3. 病院	6. 介護老人保健施設	9. 魚介類販売業	( )
所在地	〒		
名称			
電話番号			

## 2 調理の業務に従事する調理師

ふりがな		性別	男・女	年齢	歳
氏名		本籍地	都道府 県名 (国名)		
住所	〒				
電話番号					
調理師名簿 登録	登録を受けた 都道府県名		登録番号		備考
	登録年月日	昭和・平成・令和	年	月	日

ふりがな		性別	男・女	年齢	歳
氏名		本籍地	都道府 県名 (国名)		
住所	〒				
電話番号					
調理師名簿 登録	登録を受けた 都道府県名		登録番号		備考
	登録年月日	昭和・平成・令和	年	月	日

ふりがな		性別	男・女	年齢	歳
氏名		本籍地	都道府 県名 (国名)		
住所	〒				
電話番号					
調理師名簿 登録	登録を受けた 都道府県名		登録番号		備考
	登録年月日	昭和・平成・令和	年	月	日

紙による届出先一覧

名称	郵便番号	住所	電話	所管地域
保健医療局生活衛生部生活衛生課	460-8501	名古屋市中区三の丸3-1-2	052-954-6296	名古屋
一宮保健所	491-0867	一宮市古金町1-3	0586-72-0321	一宮市、稲沢市
同	492-8216	稲沢市大塚町塚畑2200-11	0587-21-2251	稲沢市
瀬戸保健所	489-0808	瀬戸市見付町38-1	0561-82-2196	瀬戸市、尾張旭市、豊明市、日進市、長久手市、東郷町
同	470-1101	豊明市香掛町石畑142-20	0562-92-9133	豊明市、日進市、東郷町
春日井保健所	486-0927	春日井市柏井町2-31	0568-31-2188	春日井市、小牧市
同	485-0046	小牧市堀の内3-1 (小牧市役所内)	0568-77-3241	小牧市
江南保健所	483-8146	江南市布袋下山町西80	0587-56-2157	大山市、江南市、岩倉市、大口町、扶桑町
清須保健所	452-0961	清須市春日振形129 (清須市春日老人福祉センター内)	052-401-2100	清須市、北名古屋
津島保健所	496-0038	津島市橋町4-50-2	0567-26-4137	津島市、愛西市、弥富市、あま市、大治町、蟹江町、飛島村
半田保健所	475-0903	半田市出口町1-45-4	0569-21-3341	半田市、阿久比町、東浦町、南知多町、美浜町、武豊町
同	470-2409	知多郡美浜町大字河和字上前田403	0569-82-0078	南知多町、美浜町
知多保健所	478-0001	知多市八幡字荒古後88-2	0562-32-6211	常滑市、東海市、大府市、知多市
衣浦東部保健所	448-0857	刈谷市大手町1-12	0566-21-4778	碧南市、刈谷市、高浜市、安城市、知立市、みよし市
同	446-8517	安城市横山町下毛賀93 (安城市税センター)	0566-75-7441	安城市、知立市
同	470-0221	みよし市西陣取山90 (みよし市役所分庁舎市民活動センター内)	0561-34-4811	みよし市
西尾保健所	445-0073	西尾市寄住町下田12	0563-56-5241	西尾市、幸田町
新城保健所	441-1326	新城市字中野6-1	0536-22-2203	新城市、設楽町、東栄町、豊根村
同	441-2301	北設楽郡設楽町田口字川原田6-18 (新城設楽建設事務所設楽支所内)	0536-62-0571	設楽町、東栄町、豊根村
豊川保健所	442-0068	豊川市諏訪3-237	0533-86-3188	豊川市、蒲郡市、田原市
同	443-0036	蒲郡市浜町4-2	0533-69-3156	蒲郡市
同	441-3422	田原市赤石2-2 (田原市田原福祉センター内)	0531-22-1238	田原市
豊橋市保健所	441-8539	豊橋市中西町字中原100	0532-39-9124	豊橋市
岡崎市保健所	444-0014	岡崎市若宮町2-1-1	0564-23-6068	岡崎市
豊田市保健所	471-8501	豊田市西町3-60	0565-34-6181	豊田市

注意事項

業務に従事する場所の市町村を所管する保健所等へ提出してください。

(例) 業務に従事する場所：名古屋市内→提出先：県庁保健医療局生活衛生課、業務に従事する場所：長久手市→提出先：瀬戸保健所